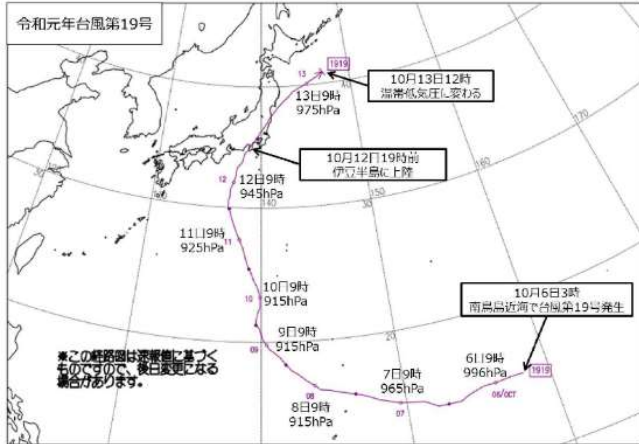


被害の全体像

(1) 令和元年東日本台風（台風第19号）の概要

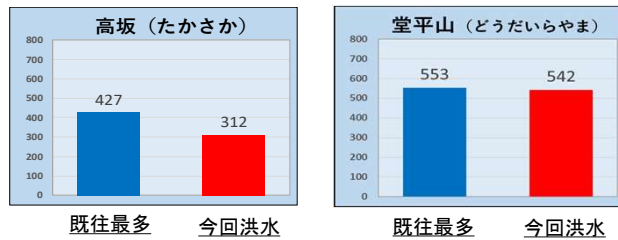
10月6日に南鳥島近海で発生した台風第19号は、マリアナ諸島を西に進み、一時大型で猛烈な台風に発達した後、次第に進路を北に変え、日本の南を北上し、12日19時前に大型で強い勢力で伊豆半島に上陸した。その後、関東地方を通過し、13日12時に日本の東で温帯低気圧に変わった。



10月11日の降り始めから同13日までの累計雨量（3日間雨量）は、本市の高坂観測所では312mmとなり、また、都幾川上流部にある堂平山観測所では542mmとなった。更に、24時間雨量では、高坂及び堂平山観測所ともに、既往最多雨量を超えた。

これらのことから、今までに観測したことのないような非常に多くの降雨が短時間に集中した。

3日間雨量 (mm)



観測所名	河川名	管理	今回洪水 (mm)		既往最多 (mm)	
			3日	24時間	3日	年月
高坂	越辺川	国交省	312	304	427	昭和49年8月31日
堂平山	都幾川	国交省	542	501	553	平成11年8月13日

(2) 河川被害

市内を流れる河川のうち、次の地点で堤防の決壊・欠損箇所が発生した。

国管理河川	被害箇所
一級河川都幾川左岸	決壊箇所（葛袋地先）
一級河川都幾川右岸	霞堤決壊箇所（葛袋地内）
一級河川都幾川右岸	小剣樋管上流部決壊箇所（早俣地先）
一級河川越辺川左岸	九十九川水門上流部決壊箇所（正代地先）
県管理河川	被害箇所
一級河川都幾川右岸	決壊箇所（神戸地内）
一級河川都幾川右岸	霞堤欠損箇所（下唐子地内）
一級河川新江川右岸	山王樋管上流部決壊箇所（古凍地内）

(3) 人的被害

死者2人（うち災害関連死1人）、負傷者2人で、行方不明者は0人であり、消防署、消防団、警察、県警機動隊によって76人が救助された。

また、指定避難所及び一時避難場所等の合計避難者数は3,329人になった。

(4) 道路被害

区分	項目	箇所数	備考
道路	通行止（冠水）	29箇所	市道25箇所 国道2箇所 県道2箇所
	倒木	14箇所	
橋梁	通行止	12箇所	

(5) 家屋被害

令和2年2月1日時点

浸水区分	件数	
床上浸水	562件	
床下浸水	124件	
浸水なし	48件	
被害の程度	全壊	120件
	大規模半壊	224件
	半壊	166件
	一部損壊（準半壊）	34件
一部損壊（10%未満）	190件	

(6) 公共施設被害

次の公共施設で風、降雨、浸水による被害が発生した。

施設区分	被害状況
市民活動センター・コミュニティ施設	1施設
保健・福祉施設	1施設
教育・文化施設	3施設
市立小・中学校（校舎・体育館）	各10施設
体育施設	9施設
公園・緑地等	18施設
その他の市施設	5施設

(7) 農業被害

令和2年9月時点

項目	金額等
農作物被害額	2,465万円
農業用機械等の水没	331台
農業用パイプハウス・倉庫の倒壊	8棟
農業共同利用施設の被害	1件
農地への土砂等の流入や農業用水利施設の被害	9,643万円

(8) 主要民間施設被害

高齢者施設2事業所、障害者施設2事業所、保育施設3事業所で浸水や軽微な被害が発生した。

また、発災直後の調査などにより、市内中小企業等の被害状況は、109社で35億300万円になった。

(9) ライフライン被害

項目	発生内容
上水道	第一浄水場越水により取水停止 第二水源（井戸）取水停止 泉水に切替
下水道	折本山マンホールポンプ用ポンプ制御盤水没
ガス	—
鉄道	11日～計画運休 12日～13日夕方 坂戸～森林公園間で不通
電力	最大3,000件の停電が発生

検証結果

1 災害対策本部等の設置及び運営

- ・災害対策本部において、各部各課が直接連携する場所を確保等することができなく、連携不足が一部生じていた。
- ・災害対策本部の参謀機能を果たす危機管理課の人的及び時間的な余裕がなかった。

**【対応方針】 災害対策本部体制の見直し**

- ・災害対策会議のほか、各業務における対応の検討・調整、課題や問題の共有等を行う場所の確保や仕組みを構築する。
- ・本部事務局として関係課と連携した体制づくりの見直しを行う。

2 避難勧告等の発令に伴う判断

- ・避難勧告等の発令に当たっては、関係機関からの防災気象情報等により、避難行動等の周知を行った。
- ・市野川では、避難準備・高齢者等避難開始を発令した時点で、水位の急上昇により避難勧告を発令する基準となる氾濫危険水位を超えていた。

**【対応方針】 避難勧告等発令の円滑化**

- ・防災気象情報等の迅速かつ的確な入手により避難勧告等を発令し、警戒レベルに応じて対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように、状況に応じた伝達を行う。
- ・氾濫危険水位等に河川の水位が到達した場合の条件下における避難勧告等の発令について、適時的確に実施する。

3 避難所等における避難者対応

- ・避難者が滞在する施設として、あらかじめ避難所に指定されていない施設を活用した。また、地域によって避難者数の偏りがあった。
- ・避難所における要配慮者への対応や、警戒期における福祉避難所のあり方について整理されていなかった。

**【対応方針】 避難施設の見直し**

- ・避難所及び一時避難場所の役割を明確にした上で、災害教訓に基づいて使用する施設を検討する。また、避難者の分散化や避難所及び一時避難場所の収容人員の確保を検討し、これを踏まえて動員計画を見直す。
- ・避難所等における要配慮者への対応について、環境の整備を図るとともに、警戒期における福祉避難所の開設等を検討する。

4 被災者に対する情報発信

- ・避難所担当職員が避難者からの問合せに対して十分に対応できなかったり、避難勧告が発令中に帰宅する避難者も発生したことから、避難者に対する情報伝達は十分ではなかった。
- ・暴風雨の状況下、屋外拡声子局（放送塔）からの防災行政無線の放送内容が聞こえずらいという声があった。

**【対応方針】 災害時における情報共有及び周知・伝達手段の確保**

- ・災害対策本部と避難所間における情報共有を図り、避難所内の避難者に対して、気象状況、避難勧告等の発令状況、市内の被害状況等の周知手段を確保する。
- ・警戒期における避難情報等について、より多くの市民への周知を図るため、防災行政無線の活用のほか、多様な伝達手段を確保する。

5 民間協定の運用

- ・災害対応について、協定を運用しなくとも市職員のみで十分に対応できると判断した部署や、協定を運用することについて判断しかねた部署があった。

**【対応方針】 災害対応の実行力の確保**

- ・既に締結している民間協定について、職員間の情報共有を図るとともに、具体的な対応方法を協議する。
- ・迅速かつ的確な災害対応を目指すことを目的とした協定運用に関する対応方針を検討する。

6 応援職員等の要請及び受入れ

- ・災害対策本部において、人的支援が必要な業務の積極的な把握に至らず、また、埼玉県からのリエゾンが中心となった人的支援となり、全体の把握ができなかった。

**【対応方針】 支援組織の整備**

- ・応援職員の受入れが必要な業務の精査等の支援機能を担う組織について、災害対策本部への設置を検討する。
- ・市職員の動員及び配置に係る調整と併せて、派遣される応援職員の対応状況等を整理し、災害フェーズに応じた応援要請を行う体制を早期に整える。